

#### 5.2.4 まとめ

アンケート調査の回答率は、予測していたものよりもはるかに高く、特に土木構造物管理者ではない都道府県図書館では、85%もあった。これに対して大学図書館は40%強にとどまっている。しかし、内容的に見てみると、一部を除けば、かなりの機関が図面を保管していないとの回答が目立った。これは、ほとんどの図書館や資料館の資料管理で「図面」という項目がなく、図面に関する知識をもつ学芸員、司書がない場合、収蔵資料リスト上では存在しないことから、質問に対する引っかかりがなく「なし」という回答となったものと推測される。ただ、長野県立歴史館のように、土木部などの現業部門より移管を受けた大量の図面を保管する機関も見られた。

図面を収蔵している場合でも、閲覧まで考慮した保管形態をとっているところはほとんどなく、マイクロフィルムの参照などによっている。これは、図面が、一般図書とサイズ、形態（筒で巻き保管）などが異なることから、収納スペース、閲覧方法など、物理的な制約が大きな障害となっていることによる。また、収蔵する図面はあるが、その閲覧まで整備するためには、破損図面の修復などの技術や、予算などの制約などの課題も多い。

一方、図面の公開、閲覧についての制約として、現存する構造物である場合、公共構造物のセキュリティ上の問題も指摘された。これは、今後図面の保管、閲覧を進める上で検討すべき新たな課題である。

図面の電子化は、制約のある図面の閲覧を進める上で、有効な方法であるが、やはり予算的な制約もあり、全体的にみればそれほど進んでいないようである。電子化は、かつてのマイクロフィルムと同様に、オリジナル図面を処分して省スペースとするための手段としてとらえている傾向がある。これは、紙の図面そのものが価値を持つとして、現物保管を主体とするアメリカ、イギリスと大きく異なる。

図面のデータベース化についても、アメリカ、イギリスの事例のように進められている機関は国内ではほとんどない。

将来的に、図面の保管を進めてゆくため重要なことは、現時点で、優れた保管状態や、閲覧可能な管理体制がとられていなくても、図面が廃棄されずに継続的に残されることである。管理者の保管する図面については、特に今後道路関係機関の統廃合によって、図面などの史料が散逸する危険性がある。未整理であっても残すことで、将来の史料化につなげることができる。このためには、基本的なことではあるが、図面の史料的価値が認識されるための活動が継続されることが必要である。

図面の史料化では、できる部分から着手すべきで、例えば、今回調査で確認された東京都土木技術センター保有の未整理の著名橋のオリジナル図面の詳細調査と、デジタル化による史料化(アーカイブ)を所有者はもちろん、大学、学会などの公的機関と共同で進めて公開することは、一般の図面の史料性の認識のためには意味があるものと思われる。